

5 民間による施設整備の推進

(1) PFI法の選定事業により取得した特定用途港湾施設に係る特例措置の延長、拡充及び創設（固定資産税、都市計画税）

内 容

効率的かつ効果的な社会資本整備を推進するため、PFI法の選定事業により取得した特定用途港湾施設に係る特例措置の適用期限を2年延長するとともに、対象施設の追加及び都市計画税の特例措置の創設を行う。

（延長及び拡充）

固定資産税：課税標準 1 / 2 [コンテナ貨物の荷さばき施設が対象]

（対象に管理棟等、コンテナ貨物の荷さばき施設と一体的に整備される家屋を追加）

（創設）

都市計画税：課税標準 1 / 2



北九州港ひびきコンテナターミナル 完成予想図